

第六部 13事務年度の課題

I 金融システムの現状

現在、我が国の金融システムは、金融再生法に基づく破綻金融機関の迅速な処理や早期健全化法に基づく公的資本増強の実施等に加え、金融機関に対する厳正な検査・監督等により、不良債権の処理や金融機関の再編等も進んできていることから、一時期と比較してかなりの程度安定を取り戻した中で推移している。しかし、14年4月からのペイオフ解禁を控え、より強固な金融システムの構築が課題となっている。

こうした中で、13年4月6日に策定された「緊急経済対策」においては、金融再生と産業再生を一体として進め、我が国経済の構造改革と再生を目指す観点から、諸施策が盛り込まれたところである。こうした施策を迅速に実施することにより、金融機関が不良債権を間接処理するにとどまらず、これをできる限り最終処理し、同時に貸出先企業の不稼動部分を整理すること等により、産業の再生ひいては経済全体の再活性化に繋げることが必要である。さらに、13年6月26日に決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、日本経済再生の第1歩としての不良債権問題の抜本的解決や証券市場の構造改革が取り上げられたところである。

II 13事務年度の具体的な課題

1. 以上を踏まえ、13事務年度においては、以下の5つの具体的な課題について積極的に取り組んでいく必要がある。

（1）金融システムの構造改革を推進するための施策の実施

「基本方針」等で示された施策の速やかな実施に向け、

- ① 緊急経済対策に掲げられた原則を踏まえ、主要行が行う不良債権の最終処理の進捗状況について各行の公表を要請するとともに、金融庁としてもフォローアップなどの対応を行う。また、「基本方針」に基づき、不良債権問題の抜本的解決に向けて積極的に取り組む。
- ② 銀行が保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保す

るため、銀行の株式保有制限に関する制度整備を行うとともに、こうした施策に伴う銀行の株式放出が短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあることから、一時的なものとして、株式買取りスキームを創設する。

- ③ 保険を巡る問題等に適切に対応するため、保険会社の財務基盤の充実やディスクロージャー・ガバナンスの向上、当局の監督手法の整備等、多角的な取り組みを進める。
等の施策を実施する。

(2) 直接金融に関する総合的な施策の実施

証券市場の構造改革を進めるとともに、市場ルールの遵守の徹底を通じて取引の公正と投資者の保護を確保して証券市場の活性化を促進し、個人投資家を含めた幅広い投資家が参加する厚みのある証券市場の形成を通じて直接金融の発展を促すため、税制措置を含むインフラ整備等を積極的に進め、

- ① 貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の切り替え等を踏まえ、税制を含めた関連する諸制度における対応について検討を行う。
② 証券決済システムの改善に関して、今般創設した短期社債等に係る振替制度を基礎として、社債・国債等をも対象商品とする統一的な証券決済法制の完成を目指す。
③ ディスクロージャーのより一層の充実・強化を図るため、EDINET（有価証券報告書等の電子開示システム）の普及に取り組みつつ、会計基準の着実な整備・監査の充実等を図る。
④ 市場における取引の公正をさらに向上させるため、必要な人員の確保や民間の専門家の登用等による監視手法の向上等を図り、証券取引等監視委員会の体制を強化する。
等の総合的な施策を実施する。

(3) 金融商品・金融サービスの利用者保護に向けた環境整備

多様な金融商品・サービスが普及する中で、利用者が自己責任原則のもと安心して取引を行うために必要な環境整備を進めるため、

- ① 14年4月のペイオフ解禁に向け、関係機関と協力して広報活動を実施する。

- ② 金融分野における個人情報の保護の在り方について、検討を進める。
- ③ 消費者が主体的に金融商品を選択し、そのメリットを享受していくために、金融商品・取引に関する知識や情報を提供し、消費者教育の充実に努める。
等の施策を実施する。

(4) 厳正で専門性の高い検査の実施

- ① 効率的で実効性の高い検査を実施するため、金融機関の経営状況により検査頻度や検査内容に濃淡をつけた検査を実施する。
- ② 時価会計の導入やインターネットを利用した金融取引の拡大など、金融環境の変化に的確に対応した専門性の高い検査を実施する。
- ③ 検査マニュアルの整備・充実に引き続き努めるとともに、研修の充実や民間の専門家の登用など人材育成の強化に努める。

(5) 外国金融監督当局との連携と国際的なルール策定への積極的な貢献

バーゼル銀行監督委員会におけるBIS規制の見直しの最終案の策定など、国際機関等における多国間の金融監督ルール策定の作業に積極的に参加し、それに伴う国内の制度整備等についても検討を進める。また、証券分野における情報交換取りきめなど、外国金融監督当局との情報交換・人材交流の分野での連携強化を図る。

2. 金融庁では、発足以来、市場規律と自己責任原則を基軸とした明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてきたところであり、今後ともこの方針を堅持するとともに、我が国金融システムの安定と活性化に全力を挙げて取り組んでいく。